

# 国と都のスーパー堤防整備事業の違い

事業名	高規格(スーパー)堤防整備事業(国施行)	スーパー堤防整備事業(都施行)
対象河川	利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川	隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川
基本断面図		
整備の目的	超過洪水対策(計画を越える洪水)	耐震対策と親水性の向上
盛土の範囲	堤防の高さの約30倍(200m~300m程度)	最大50m(背後地の土地利用による。)
範囲の指定	河川区域(高規格堤防特別区域) ※河川法第6条2項	河川保全区域 ※河川法第54条
用地買収	なし	なし
移転補償	あり	なし
開始年度	昭和62年度	昭和60年度(緩傾斜型堤防は昭和55年度)

○国の事業は、平成22年10月の「事業仕分け」において「一旦廃止」との判定を受けたが、国土交通省が事業の見直しについて検討を行った結果、平成23年12月に区間を絞り込んで継続することが決定  
(東京の低地帯を守る区間は継続)

○都の事業は、国とは目的や内容が異なるもので、これまでどおり着実に進めていく